

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日南福社会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員（理事長、常務理事、理事及び監事）
- (2) 評議員
- (3) 理事長が委嘱した次に定める委員（以下「委嘱委員」という。）
 - ア 特別養護老人ホーム入居選考委員
 - イ 第三者委員（苦情解決規定）
 - ウ グループホーム運営推進委員

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

2 前条第1号に規定する役員に対して、各年度に支給することができる報酬総額は、次のとおりとする。

- (1) 理事 5,800千円以内
- (2) 監事 300千円以内

(報酬等の額)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別表「役員等の報酬等」に定めるところとする。

2 常務理事において、現場業務を兼務する場合には、次に示す役員手当のみ報酬として支給し、その他はこの規程を適用しない。

- (1) 常務理事（現場業務兼務の場合） 月額50,000円

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、各月末に当月分の支給額を算定し、翌月10日（金融機関が休日の場合は前営業日）に役員等の指定する口座に振込にて支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び役員等から申出があったときには、立替金等を控除して支給する

3 新たに月額報酬を支給する常勤の役員となった者には、その日から報酬等を支給する。

4 常勤の役員が退任し、又は解任されたときは、その日まで報酬等を支給する。

5 常勤の役員が死亡したときは、その月まで報酬等を支給する。

6 第3項又は第4項の規定により報酬等を支給する場合であって、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その報酬等の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(出張旅費)

第6条 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に定める旅費を支給する。

(重複支給の防止)

第7条 法人の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号及び法人定款第22条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃の手續)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月8日から施行する。

附 則

この規程の一部を改正し、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この規程の一部を改正し、平成26年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程の一部を改正（平成28年3月22日）し、改正後の規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程の一部を改正（平成29年2月23日）し、改正後の規定は平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は承認を受けた日（平成29年12月14日）から施行する。

- 2 この規程の承認後の規定は、平成29年6月13日（定時評議員会の終結の時）から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程の一部を改正（平成30年6月26日）し、平成30年6月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条第1号に規定する役員のうち、理事及び監事並びに同条第2号に規定する評議員については、施行後、最初に到来する第5条第1項に規定する「当月分」については、「平成30年4月から6月分」に読み替えて適用する。
- 3 第2条第3号に規定する委嘱委員の報酬等の額は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この規程の一部を改正（令和元年6月21日）し、令和元年6月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程の一部を改正（令和2年3月26日）し、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

役員等の報酬等

（1）理事

区 分	報 酬	費 用 弁 償
理事会等会議への出席	日額 6,500 円	交通費 実費額。 ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき 16 円
法人及び施設等の業務のための出勤		

（2）理事長（常勤）

区 分	報 酬	費 用 弁 償
法人の業務執行	月額 255,000 円	給与規程第 17 条の規定を適用する

（3）理事長（非常勤）

区 分	報 酬	費 用 弁 償
法人及び施設等の業務執行のための出勤	日額 10,500 円	交通費 実費額 ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき 16 円

（4）常務理事（常勤）

区 分	報 酬	費 用 弁 償
法人業務執行	月額 220,000 円	給与規程第 17 条の規定を適用する

（5）常務理事（非常勤）

区 分	報 酬	費 用 弁 償
法人及び施設等の業務執行のための出勤	日額 9,500 円	交通費 実費額 ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき 16 円

（6）監事

区 分	報 酬	費 用 弁 償
監事監査等への出席	日額 6,500 円	交通費 実費額。 ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき 16 円
法人及び施設等の業務のための出勤		

(7) 評議員

区 分	報 酬	費 用 弁 償
評議員会への出席	日額 6,500 円	交通費 実費額。 ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき 16 円
法人及び施設等の業務のための出勤		

(8) 委嘱委員

区 分	報 酬	費 用 弁 償
委員会への出席	日額 3,250 円	交通費 実費額。 ただし、自家用車の場合は、1 kmにつき 16 円
法人及び施設等の業務のための出勤		